地方法人税法施行規則の一部を改正する省令要旨

１　地方法人税法等の一部改正に伴い、地方法人税申告書について、所要の改正を行う。（別表関係）

２　その他所要の規定の整備を行う。

３　この省令は、一部の規定を除き、公布の日から施行する。（附則第一項関係）